

# 再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会開催業務仕様書

## 1. 業務名

再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会開催業務

## 2. 業務の目的

本県では、「島根県環境総合計画」において、再生可能エネルギーに関して「地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進」及び「県民が一体的となって取り組むための普及啓発」を取組の方向に掲げている。

本事業は、再生可能エネルギーを活用した地域振興の機運を醸成するため、地域の担い手である県民、事業者及び自治体職員を対象に、再生可能エネルギーに関するセミナー及び意見交換会を行い、「住民主体の再エネによる地域振興」や「再エネと地域の共生」について知見を広げてもらうことを目的とする。

## 3. 業務の期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

## 4. 業務の内容

県内4カ所で開催する再生可能エネルギーに関するセミナー・意見交換会の実施及びこれに必要な事前準備・事後対応

- ・対象：県民、事業者及び自治体職員
- ・開催回数：4回（開催市町：浜田市、益田市、飯南町、美郷町）
- ・開催時期：10月から1月
- ・開催方法：対面（講師のみオンライン可）
- ・内容：以下のテーマを全て含む実施内容を提案すること。  
なお、開催市町の希望内容は別紙を参考にすること。  
① 再エネを活用した住民主体の地域振興事例  
② 地域と再エネの共生のために留意すべき点

## 5. 各実施項目の詳細及び留意事項

### ①事前準備

実施項目	留意事項
詳細計画の立案、策定	・島根県と連携し調整して進めること。
県／開催市町との調整	・セミナー開催にあたり県／開催市町と十分な連絡及び調整を行うこと。
実施体制の整備	・講師、事例発表者等を確保すること。 ・通信環境が安定している会場（有線LANで接続）を選定すること。（講師がオンラインの場合） ・募集チラシを作成すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催市町の協力を得ながら、効果的な広報及び参加者募集を行うこと。</li> <li>・円滑な実施ができるよう、必要な調整及び連絡を行うこと。</li> </ul>
資料等の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーで使用する資料等は受託者において作成すること。</li> </ul>
実施判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等によりセミナーの開催が危ぶまれる場合は、参加者の安全の確保を最優先とし、開催の可否について県及び開催市町と協議すること。</li> <li>・自然災害等によりセミナーの開催ができなかった場合は、代替の開催方法及び内容について、別途県及び開催市町と協議すること。</li> </ul>

## ②セミナーの実施

実施項目	留意事項
セミナーの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営、受付等の準備及び撤収を行うこと。</li> <li>・講師、スタッフ等の関係者にはネクストラップ等を身につけさせ、関係者であることが分かるようにすること。</li> <li>・セミナーの円滑な進行を担うこと。</li> <li>・参加者に対しアンケートを実施すること。アンケート内容については、事前に県及び開催市町の了解を得ること。</li> </ul>
オンライン環境の整備 (講師がオンラインの場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日までに接続確認等の通信環境テストを行うこと。</li> <li>・Zoom等のウェブ会議システムを使う場合、入退室管理者を1名配置すること。</li> </ul>
参加者の安全確保及び施設の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の安全確保を最優先に対応すること。</li> <li>・施設の適正利用に留意すること。</li> </ul>

## ③事後対応

実施項目	留意事項
実績報告書の作成、提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書を作成、提出すること。(セミナーの実施内容、参加人数、写真、アンケート集計・分析、課題整理、今後の改善点等を記載したもの)</li> <li>・業務で作成した資料やチラシ等の成果物及びセミナーの様子が分かる写真を添付すること。</li> </ul>
精算業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等への謝金や会場使用料の支払い等、一切の支払いを行うこと。</li> </ul>

## 6. 個人情報の保護

- ・開催にあたり収集した情報は、契約約款及び特記事項に基づき適正な管理を行うこと。

## 7. 納入物件

- (1) 委託業務完了報告書 1部
- (2) 実績報告書 1部
- (3) 上記の電子データ 一式

## 8. その他

- ・受託者は、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。
- ・実施にあたっては、契約書及び本業務仕様書によるほか、県の指示によらなければならない。本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ、県の指示に従い、業務を遂行するものとする。
- ・契約に要する経費は受託者の負担とする。

(別紙)

## 開催市町の希望内容

### 浜田市

- ・ 市民向けに行っている再エネ導入支援事業に関する太陽光パネル、蓄電池、木質バイオマス、エネファームについてのメリットやデメリット、賢い使い方について。  
(4kw のパネルでどこまでの家の電気がまかなえるか、蓄電池は何日分使えるのか。木質バイオマスの使用済みの灰の処理の仕方)
- ・ LED 機器に取り替えることの効果や、交換する際の注意点。
- ・ 再生可能エネルギーを使う必要性、省エネ活動の効果について。

### 益田市

- ・ 企業が再エネ電力を活用する意義。  
(企業価値向上、サプライチェーンの脱炭素化(取引機会の創出)) など
- ・ 個人レベルでの取組の意義。(SDGs、停電時電源など)
- ・ 再エネ設備導入の方法。(リース、PPA など)
- ・ 省エネ、社用車の次世代自動車化、再エネメニュー契約などの取組及び意義。

### 飯南町

- ・ 本町の再エネ補助事業で実施できるメニューについて、具体的な取組内容(導入費用を含む)やそれぞれのメリット・デメリット、取り組む際の注意点などについて。
- ・ 町内の再エネの施工に興味のある事業者の動機付け。

### 美郷町

- ・ 美郷町で推進予定である営農型太陽光発電設備のメリット、デメリットや営農型太陽光の設置の意義や経済的な効果などの紹介。
- ・ 小規模営農型太陽光(10~20kw程度)を設置し、営農ハウスや農業用倉庫、選果場などでの電力消費による電気代削減等の効果紹介。